平成２４年（フ）第７９３号
埼玉県狭山市入間川３丁目21番７号
破産者　有限会社セフティーワン
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２８８６号
山口県萩市大字椿東2212番地２
破産者　有限会社田村工務店
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８７号
東京都練馬区東大泉２丁目20―５―Ａ203
破産者　田村喜代一
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８８号
東京都練馬区東大泉２丁目20―５―Ａ203
破産者　田村　邦児
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４００１号
東京都清瀬市下宿１丁目１―２―302
破産者　一瀬　　仁
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５３号
東京都武蔵村山市本町１丁目38―１―307、開始決定時の住所東京都武蔵村山市本町１丁目７―504
破産者　千葉　勝行
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９７５号
東京都港区六本木３丁目17番10号　六本木デュープレックスタワー903号室、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂２丁目19番４号
破産者　株式会社トレ・ヴォーチ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８７号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町748番地38
破産者　アルシャイン株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８８号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町748―38
破産者　西堀　宏文
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０６号
東京都品川区小山５丁目６番４号
破産者　株式会社田中電機工業所
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０７号
神奈川県大和市下鶴間1608―１　コーポレート中央林間２―101
破産者　宮坂　信明
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６５８号
東京都渋谷区神宮前１丁目12番５号
破産者　株式会社リシャッセ・エンターテイメント
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６６２号
千葉県いすみ市大原5531―１―２Ｆ
破産者　松本　茂裕
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６６３号
千葉県いすみ市大原5531―１―２Ｆ
破産者　松本　　忍（旧姓高木）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６７５号
千葉県市川市新田２丁目24―２―Ｃ―102
破産者　松井　進治
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８２号
東京都墨田区東向島３丁目10番３号
破産者　株式会社江戸屋
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８３号
千葉県千葉市稲毛区黒砂３丁目６番11号
破産者　鈴木　隆敏
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０６号
東京都墨田区錦糸１丁目13番２号
破産者　株式会社コアーズ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０７号
埼玉県本庄市柏１丁目３―41―107
破産者　丸岡　　修
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７３５号
東京都東久留米市東本町14番21号
破産者　株式会社光真
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１７号
埼玉県草加市青柳８丁目41―22―201、開始決定時の住所東京都足立区一ツ家３丁目13―８―202
破産者　丸山　和宏
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５６号
東京都杉並区南荻窪２丁目16番３号
破産者　合資会社中野屋商店
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部